## 労災保険の請求

## (休業補償給付の請求/休業特別支給金の申請の場合)

(業務災害 初回提出用)

<u>(電子申請対応版</u>)

平成16年3月29日より「労災保険の請求(休業補償給付の請求/休業特別支給金の申請)(業務災害 初回提出 用)」の申請が会社のパソコン等から行えるようになりました。このリーフレットは電子申請を行うに当たってご 考慮いただきたい事項についてまとめられたものです。このリーフレットを活用し、効率よく請求/申請をしてく ださい。

1.申請の流れ

(前準備)

申請用プログラムをインストールし、申請用プログラムを起動してください。入手方法・使用方法の詳細については、厚生労働省 HP(http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNRiyouHouhou.html)を参照してください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

2. 申請書に正しい値を入力しましょう

(1) 休業補償給付支給請求書/休業特別支給金支給申請書(初回提出分)【様式第8号】を表示させた場合





## (3) 平均賃金算定内訳【様式第8号】(別紙2)を表示させた場合

労	鄉	保	険	÷	<del>4</del>		民		名	災害利	(生年月日
現所	「筆 <b>管轄</b> 1 50	基 1 1 2	吟 谢 345	号 6	枝繁号			休業太郎		平成16	年7月1日
0 11	腰のため	労働で	きなか	った男	潤						
2	F成 16	_¥_	<u>7</u> F	1	目から	<u>平成</u>	16	¥_7	月_6_日ま	₹ <u>6</u>	ыM
0 0	のうち賃	金を受	けなか	った日	の日数					6	H
			全部休業日							5	_n
34	)の日数の	内訳	── 部 休 業 日							1	в
	4	e			- 18	ŵ	<i>•</i>	24	- (2		*
٩							-				
一部	4900 1	5 46 1	/ 用 (	5 8			5.	000 PH			
休業日	平成	年	月	Π		1	٦,	PI			
の年月	平成	举	Я	н				PI			
日及び	平成	4	月	Η		1	1	円			
当該労	平成	举	月	Н				円			
働い対	平成	#	я	Н				円			
じ支払	平成	#	月	Ħ				円			
われる	平成	4	月	Н				円			
<b>資</b> 金の	平成	年	月	н				円			
ΞØ	<b>II</b> 10							ह्य			
	7.94	4	n								
1 1	「全部付 賃金を受 回り開い	(業日) (けない	とは、 日であ	業務」 って、	:の負傷) 一部体調	のは疾病 利日に該 会につき	なこよ 通した	る療養のた ないものを 送がまた	:め労働するこ いうものであ	とができな ること。	いために
ň	100日 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000	.7.77	958	Nº C.S	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	ar (C 18.	7960	ac117 & .	- C+		

・本様式は、「休業補償給付支給請求書/休業特別 支給金支給申請書(初回提出分)【様式第8号】」 の21欄の「賃金を受けなかった日」のうちに業 務上の負傷又は疾病による療養のため所定労働時 間のうちその一部分についてのみ労働した日が含 まれる場合に限り入力してください。

## その他

□申請者及び事業主のパソコンに申請用プログラムがインストールされている必要があります。また、申請用プログラムのインストール後、申請者及び事業主のパソコンに本手続が取得されている必要があります。

□「1.申請の流れ ④」で作成した申請書は電子申請とは別に監督署宛てに郵送してください。

その際は、申請用プログラム上の「申請書作成」画面の「郵送添付書類あり」にチェックを入れ、郵送先を入 力していただくと共に、郵送時に厚生労働省電子申請・届出システムの「処理状況確認」画面を印刷して同封 してください。

□ 常時1000人以上の労働者を使用している場合で、スライド制の適用を受ける場合は、「1.申請の流れ ③」において、事業主が「平均給与額証明書【様式第9号】」を作成する必要があります。

□ 申請書ファイルの受け渡しを行う場合(例:労働者が作成した申請書ファイルを事業主が編集する場合等)、電子メールで暗号化していなければ、インターネットによる盗み見の危険性がありますので、極力FD等で親展による郵送等を利用してくだい。

□ 申請書には電子署名を付与して申請を行ってください。使用可能な電子証明書は次のとおりです。(平成17年3月現在)

① 商業登記されている法人の代表者が署名する場合

	ア	代表取締役	:	電子認証登記所(商業登記認証局)の電子証明書
			:	日本認証サービス㈱(AccreditedSignパブリックサービス2)の属性型証明書
	1	代表取締役以外	:	日本認証サービス㈱(AccreditedSignパブリックサービス2)の属性型証明書
2	個人	、事業主が署名する	場合	1
	事業	主	:	日本認証サービス㈱ (AccreditedSignパブリックサービス2)の属性型証明書
3	労偅	者が署名する場合		
	労偅	動者	:	日本認証サービス㈱(AccreditedSignパブリックサービス2)の電子型証明書
			:	公的個人認証による電子証明書
4	社会	除保険労務士が提出	代行	等行う場合
	社会	保険労務士	:	全国社会保険労務士会連合会が発行した電子証明書
	*	但し、申請書には	法人	の代表者又は個人事業主及び労働者の電子署名も必要です。

□ ㈱や街、スペースを使用することができます。

□ 外字(独自で作成した文字)を極力使用しないでください。審査担当者の端末で表示できない可能性があります。 その場合、確認の為にご連絡させていただくことがありますので、予めご了承ください。

●労働基準法等の関係法令は、

厚生労働省ホームページ(http://www.mhlw.go.jp)でご覧いただけます。 なお、ご不明の点などがありましたら、以下の問合せセンターにご連絡ください。 問合せセンター TEL:03-3539-5822 E-MAIL:emhlw2003@mhlw.go.jp